

議案第 30 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 27 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（平成
12 年板橋区教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「勤務時間条例第 18 条の 3 に規定する子育て部分休
暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を「子育て部分休暇」に改め
る。

別表第 3 中「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53
年板橋区教育委員会規則第 6 号）第 24 条の規定により準用する同規則
第 6 条の 5 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を
「職員のうちその属する職務の級が 2 級であるもの」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

主務教諭の導入により、関連する規則を改正する必要があるため。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年 3 月27日 東京都板橋区教育委員会規則第13号 第1条～第4条 略 (欠勤等日数) 第5条 1～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは 子育て部分休暇 により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 6 略 第6条～第15条 略	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年 3 月27日 東京都板橋区教育委員会規則第13号 第1条～第4条 略 (欠勤等日数) 第5条 1～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 6 略 第6条～第15条 略

新

別表第 3（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
職員のうちその属する職務の級が2級であるもの	100分の 5

附 則
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

旧

別表第 3（第11条関係）

職員の区分	割合
園長	100分の12
副園長	100分の10
東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年板橋区教育委員会規則第 6 号）第24条の規定により準用する同規則第 6 条の 5 第 1 項又は第 2 項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	100分の 5